

令和6年1月
(第6回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和6年1月25日(木曜日)

令和6年1月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年1月25日(木曜日) 午前9時00分～午前9時40分

2 開催場所 南大隅町役場 佐多支所

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	淵脇 耕二
〃	2番	徳留 徳次
〃	3番	田淵 哲朗
〃	5番	溝田 耕一
〃	6番	後藤 望
〃	7番	富田 良成
〃	8番	吉永 一雪
〃	9番	山之口 勝一
〃	10番	川田原 司
〃	11番	北之口 洋一
〃	12番	横原 洋伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 木佐貫 公子
事務局書記 中島 大貴
事務局会計年度任用職員 山下 晶子
佐多支所産業グループ 持留 明広

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 非農地証明願いに係る証明について
議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

追加議案第21号 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断について

6 会議の概要

議 長： ただいまから、令和6年1月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名です。よって全員出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、9名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、1番の淵脇委員と2番の徳留委員の両名を指名致します。
本日の会議書記には事務局職員の中島氏と山下氏を指名致します。
以上で日程第1を終わります。

議 長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件でございます。

(1ページ議案第18号の議案書、2ページの集計表読み上げ)

受付番号1番の資料については、3ページ、4ページをそれぞれお目通しください。
また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

11番： 11番、北之口です。1月18日に野村推進委員と申請人の3人で現地確認を行いました。現地は、〇〇公民館より北東へ50mほどの集落内にあり、申請人の自宅の南側に隣接するところにあります。現在は、一部にみかんなど、果樹が植えてありました。申請地は、南側墓地の通路に面していますが、車や農業機械は譲受人の敷地を通らなければ入っていけない場所にあります。これまでは、譲渡人が譲受人の住宅敷地を通して耕作しておりましたが、高齢となり、耕作が難しくなったことから申請人に買ってほしいと相談し、今回の売却となりました。意見としては、譲受人は、現在会社勤務ですが、自宅前の畑ということで、菜園として利用するとのこと。トラクター等も所有し、農業経験もあることから問題ないと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

議 長： 私も相談を受けたことがある案件なのですが、実際に購入したのは10数年前だった

気がします。当時は下限面積があったので。売買金額も当時の地価で出した金額だと思います。

他になにかございませんか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第18号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第18号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第18号、受付番号2番です。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号2番の資料については5ページから6ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても併せてご覧いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

11番： 11番、北之口です。1月18日、野村推進委員と申請人の3人で現地調査いたしました。現地は〇〇公民館より北へ150m、西へ120mほど行ったところにあります。南側に道路、北側に排水路、東側と西側にハウス施設に挟まれた場所にあり、現在は譲受人が借りてジャガイモを植えてありました。調査の意見として、すぐ西側に譲受人の耕作するハウス施設があり、これまでも譲受人が草刈りや耕運などを行ってきています。ハウス施設の管理のためには、水田としては利用してほしくないところでもあり、取得後は、露地野菜を植えていくとのこと。これまでも管理してきているので問題ないと考えます。よろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明および担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号2番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、

議案第18号受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第18号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第19号「非農地証明願いに係る証明について」を議題と致します。申請件数は1件です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、7ページの議案第19号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。

(7ページ 議案第19号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、8ページから10ページです。また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通しください。よろしくをお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告お願いいたします。

1番： 1番淵脇です。1月18日に半田推進委員と申請人のお兄さんと調査いたしました。現地は、〇〇自治会内にあり、昭和50年代に申請人が相続し、相続した時にはすでに杉が植林しており、令和5年に伐採、跡地には再び杉が植林されています。調査の意見としては、申請地はこれまでに山林として利用され、伐採後再び植林され、今後も農地としての利用は見込まれず、周囲も山林化が進み、ほかの農地に影響を及ぼすこともないことから、非農地として問題ないものと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の半田推進委員、何かご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第19号について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。
全推進委員、「承認やむなし。」でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第19号について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第19号は、非農地として承認することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(11 ページ 議案第 20 号の議案書の読み上げ)

12 ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

13 ページから 15 ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。

議 長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

議 長： 田淵委員、〇〇地域は畑かんの水は来ているのですか。

3 番： 来ていなかったと思います。そのため、賃借料が比較的安いのかもかもしれません。

議 長： わかりました。ほかにはありませんか。よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第 20 号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、異議なしでございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 20 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 20 号は計画のとおり決定いたします。

議 長： 次に、本日の追加議案とします。議案第 21 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地の判断について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 先月の定例総会にてご審議いただきましたが、資料作成の際に漏れてしまった土地がありましたため、追加でご審議いただきたいと思います。それでは、議案書をもとに説明します。

(1 ページ 議案第 21 号の議案書の読み上げ)

資料の 2 ページになります。今月の定例総会において、非農地として判断していただく農地は、合計で 3 筆 3,916 ㎡となっております。以上につきましては、農地法の運用について第 4 (1) に基づき、「農地」に該当しないと判定された土地について、本定例総会でお諮りするものです。農林水産省通知の「農地法の運用について」の基準に従い、2 ページに掲載しております対象農地が、農地に該当するか否かについて定例総会の決議により判断を行うこととされておりますので、これらについて審

議をお願いするところであります。よろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
吉永委員、該当地はどの辺にあるんですか。

8 番： この該当地は私の所有地でした。私も長く行っていないような場所なのですが、最後に見た際はすでに竹藪でした。場所は、〇〇の上あたりです。ほかの土地は〇〇の近くで、弟が耕作していましたが、30年ほど前に亡くなり、そのまま荒れてしまった状況です。

議 長： ありがとうございます。よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第21号の農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断については、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、賛成でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第21号について、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第21号は非農地として判断し処理することに決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： その他、2月の行事予定について

議 長： 1つ皆さん方に相談があるのですが、農家さんより、農地周辺の日あたりを遮る木があるので、切ってほしいが、どのようにお願いをすればいいのか相談を受けました。どのように対応すればいいのでしょうか。私としては、本人さんより事務局に相談を行い、事務局にて木の生えている土地の所有者に連絡を取り、伐採を依頼すべきかとは思っています。また、所有者が町外在住のため自身で伐採できないときは、本人公認の元、切ってあげてもいいのか、森林組合を紹介すべきか、皆さんはどう思いますか。

事務局： 木のある土地が農地の場合は、事務局が連絡を取ってみることはできるのですが、農地でない場合は動くことができません。そのため、個別でその都度対応を変える必要があるかと思えます。

- 3 番： 私の地域でも同じ相談がありました。その際は、中山間で対応しました。
- 7 番： 台風などの災害が原因の場合は、先に対応してから事後報告をすると思います。関連した事案ですが、私も似たような相談を受けたことがあり、その時は竹が生えてくるような状況でした。竹がなければ良い農地なので、町もなにか対応できないかなと思ったところでした。
- 議 長： 実は、私が受けた相談も竹があるような農地でした。雑木も生えているのですが、以前、緑竹を植えた農地のようでした。今後相談を受けた際は、事務局とも協議をしながら対応していく必要がありますね。
- 議 長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、令和6年1月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員